

平成25年淡路島地震で被災された県民の皆様へ ～ 淡路島地震に関する復興支援策のご紹介～

兵 庫 県

このたびの地震災害につきましては、心よりお見舞い申し上げます。
兵庫県では、被災された皆様の一日も早い復興を願い、支援施策を用意しております。どうぞご利用ください。

なお、これ以外にも各市が独自で施策を用意している場合もありますので、各市にお問い合わせください。

県民の皆様を対象とするもの	-----	2
中小企業者の皆様を対象とするもの	-----	4
農業者の皆様を対象とするもの	-----	4

お問い合わせ・相談窓口

淡路県民局	0 7 9 9 - 2 2 - 3 5 4 1 (代表)
洲本市役所	0 7 9 9 - 2 2 - 3 3 2 1 (代表)
南あわじ市役所	0 7 9 9 - 4 3 - 5 0 0 1 (代表)
淡路市役所	0 7 9 9 - 6 4 - 0 0 0 1 (代表)

平成25年5月

淡路島地震に関する復興支援施策一覧

県民の皆様を対象とするもの

(1) 一部損壊以上の被害を受けた世帯主または重傷の被害を受けた方

支援施策	内 容										
災害援護金の支給 申請不要	対象者 自然災害により一部損壊(損害割合10%)以上の被害を受けた世帯主及び重傷の被災者 支給額										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">被害の種別</th> <th style="width: 30%;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住 家 の 全 壊</td> <td>1世帯 20万円</td> </tr> <tr> <td>住 家 の 半 壊</td> <td>1世帯 10万円</td> </tr> <tr> <td>住家の床上浸水または一部損壊(損害割合10%以上)</td> <td>1世帯 5万円</td> </tr> <tr> <td>重 傷 の 被 災 者</td> <td>1人 3万円</td> </tr> </tbody> </table>	被害の種別	支給額	住 家 の 全 壊	1世帯 20万円	住 家 の 半 壊	1世帯 10万円	住家の床上浸水または一部損壊(損害割合10%以上)	1世帯 5万円	重 傷 の 被 災 者	1人 3万円
	被害の種別	支給額									
	住 家 の 全 壊	1世帯 20万円									
	住 家 の 半 壊	1世帯 10万円									
住家の床上浸水または一部損壊(損害割合10%以上)	1世帯 5万円										
重 傷 の 被 災 者	1人 3万円										
(注)重傷の被災者とは、災害によって1か月以上医師の治療を要する負傷を受けた県民											
【お問い合わせ】県社会援護課福祉企画係(078-362-3181)											
フェニックス共済加入者への見舞金の支給 申出書を提出 淡路3市：市役所窓口 その他市町：基金事務局	対象者 住宅再建共済加入者(*家財再建共済のみの加入者は対象外) 支給額										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">被害の種別</th> <th style="width: 30%;">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住宅の一部損壊の損害割合が10%以上20%未満</td> <td>1件 5万円</td> </tr> <tr> <td>上記以外の住宅の一部損壊</td> <td>1件 5千円</td> </tr> </tbody> </table>	被害の種別	支給額	住宅の一部損壊の損害割合が10%以上20%未満	1件 5万円	上記以外の住宅の一部損壊	1件 5千円				
	被害の種別	支給額									
	住宅の一部損壊の損害割合が10%以上20%未満	1件 5万円									
上記以外の住宅の一部損壊	1件 5千円										
【お問い合わせ】住宅再建共済基金事務局(078-362-9400)											

(2) 住まいを建て替え、取得または補修したい方

支援施策	内 容
ひょうご住宅災害復興ローンの貸付及び金利負担の軽減	住宅の補修を行う方 対象者 半壊、一部損壊の被害を受けた被災者で、住宅の補修を行う方 資金用途 被災した住宅の補修 貸付額 10万円以上400万円以内 貸付利率 1～5年目：無利子 6年目以降：融資時の住宅金融支援機構災害復興住宅融資利率 貸付期間 10年以内 受付期間 平成26年4月まで 【お問い合わせ】県住宅政策課住宅行政係(078-362-3611)
	住宅の建設・購入を行う方 対象者 全壊、大規模半壊の被害を受けた被災者で、住宅の建設・購入を行う方 資金用途 被災した住宅の建設・購入 貸付額 100万円以上500万円以内 貸付利率 1～5年目：無利子 6年目以降：融資時の住宅金融支援機構災害復興住宅融資利率 貸付期間 25年以内 受付期間 平成27年4月まで 【お問い合わせ】県住宅政策課住宅行政係(078-362-3611)
【参考】住宅金融支援機構による災害復興住宅融資制度 ひょうご住宅災害復興ローンとの併用可	融資対象者〔建設・購入〕全壊、大規模半壊、半壊の「り災証明書」の交付を受けた方 〔補修〕10万円以上の被害が生じ、「り災証明書」の交付を受けた方 融資限度額〔建設・購入〕1,460万円(基本融資額)〔補修〕640万円(同) 融 資 利 率 1.2%(平成25年4月17日受付分から) (なお、最新の金利は機構にご確認ください。) 返済期間〔建設・購入〕35年以内 〔補修〕20年以内 【お問い合わせ】住宅金融支援機構 (0120-086-353又は048-615-0420)

支援施策	内 容	
フェニックス共済 給付金の給付 給付申請書を共 済基金事務局に 提出	対象者 住宅が全壊・大規模半壊・半壊の被害を受けた加入者 給付額 (住宅再建共済)	
	被害の状況	
	全壊・大規模半壊・半壊で住宅を建築・購入	600万円
	全壊で住宅を補修	200万円
	大規模半壊で住宅を補修	100万円
	半壊で住宅を補修	50万円
	全壊・大規模半壊・半壊で賃貸住宅等へ転居	10万円
	(家財再建共済)	
	被害の状況	
	住宅が全壊で家財を補修・購入	50万円
	住宅が大規模半壊で家財を補修・購入	35万円
	住宅が半壊で家財を補修・購入	25万円
【お問い合わせ】住宅再建共済基金事務局(078-362-9400)		

(3) 住宅の耐震化に取り組みたい方

支援施策	内 容		
簡易耐震診断	対象住宅 昭和56年5月以前着工の住宅 実施主体 市町 負担割合		
	一部損壊(損害割合10%)以上の住宅	左記以外	
	無料	1割負担(例:木造戸建3,000円)	
【お問い合わせ】各市町の都市計画課			
わが家の耐震改修 促進事業			
住宅耐震改修計 画策定費補助	対象となる費用 昭和56年5月以前に着工し、耐震診断で安全性が低いと診断された住宅の耐震改修計画の策定とそれに伴う耐震診断に要する費用 補助率等 補助率2/3、補助限度額20万円		
	【お問い合わせ】県建築指導課防災耐震係(078-362-4340)		
住宅耐震改修工 事費補助	対象住宅 昭和56年5月以前着工の住宅で、耐震診断で安全性が低いと診断されたもの (耐震改修工事の例)基礎の補強、耐力壁の設置工事、土葺瓦から引っかけ椽瓦への葺き替え等屋根の軽量化工事など		
	対象となる費用 安全性を確保(耐震診断評点1.0以上等)するための、次の工事(附帯工事を含む)に要する費用 ア 柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強 イ 屋根の軽量化 ウ 火打ち梁や構造合板による床面の補強		
	補助対象限度額 戸建住宅:240万円 木造戸建住宅(耐震診断評点0.7未満):280万円		
		一部損壊(損害割合10%)以上の住宅	左記以外
	補助率	1/2	1/3
補助限度額	戸建住宅:120万円 木造戸建住宅(耐震診断評点0.7未満):140万円	戸建住宅:80万円 木造戸建住宅(耐震診断評点0.7未満):93.3万円	
【お問い合わせ】県建築指導課防災耐震係(078-362-4340)			

(4) 住宅に関するご相談

支援施策	内 容
現地住宅復興相談所の設置	<p>設置場所 淡路県民局 2 階相談コーナー 電話番号 0799-23-1311 淡路市役所 1 階相談コーナー 電話番号 0799-64-2025</p> <p>相談日時 5 月 8 日(水)～5 月 15 日(水)の午前 9 時～午後 5 時 建築士による専門相談は、5/9、11、14(淡路県民局) 5/8、12、15(淡路市役所)に開催</p> <p>相談内容 被災住宅の再建・補修に関する相談(住宅補修融資制度等の情報提供など)建築士による住宅補修にかかる相談</p> <p>【お問い合わせ】県住宅政策課住宅総合計画係(078-362-3581)</p>

中小企業者の皆様を対象とするもの

支援施策	内 容
経営円滑化貸付(災害復旧枠)の適用及び金利負担の軽減	<p>融資対象者 事業所等に被害(事業用資産(機械、原材料、商品等)への被害を含む)を受け「り災証明書」の交付を受けた者(通常は売上の減少等が要件)</p> <p>資金使途 災害復旧に必要な設備資金又は運転資金(通常は運転資金のみ)</p> <p>融資限度額 1 億円</p> <p>融資利率 1.15%(通常) 1～3 年目:無利子、4 年目以降:1.15%</p> <p>融資期間 10 年以内(うち据置 2 年以内)</p> <p>適用期間 平成 25 年 9 月 30 日融資実行分まで</p> <p>【お問い合わせ】県地域金融室金融係(078-362-3321)</p>
金融相談窓口の設置	<p>産業労働部地域金融室及び淡路県民局に、地震に係る相談窓口を設置</p> <p>【お問い合わせ】県地域金融室金融係(078-362-3321) 淡路県民局商工労政課(0799-26-2085)</p>

農業者の皆様を対象とするもの

支援施策	内 容										
美しい村づくり資金(災害資金)の償還期間の延長及び金利負担の軽減	<p>償還期間 5 年以内(うち据置 1 年以内) 7 年以内(うち据置 2 年以内)</p> <p>貸付利率 0.5% 1～3 年目:無利子、4 年目以降:0.5%</p> <p>(参考)美しい村づくり資金(災害資金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付対象者</td> <td>地震により被害を受け、経営の維持又は安定のために当該資金を借り入れた農業者(市町長の被害認定必要)</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>・再生産に必要な資金(種苗、肥料、機械購入、一時移転に係る経費等) ・災害前 6 か月以内に購入した生産資材代金の支払いに必要な資金</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>個人 500 万円 団体 1,000 万円</td> </tr> <tr> <td>担保・保証人</td> <td>県農業信用基金協会の債務保証を受けることで、原則として担保・第三者保証人は不要</td> </tr> </tbody> </table> <p>【お問い合わせ】県農林経済課農業共済金融係(078-362-3415)</p>	区 分	内 容	貸付対象者	地震により被害を受け、経営の維持又は安定のために当該資金を借り入れた農業者(市町長の被害認定必要)	資金使途	・再生産に必要な資金(種苗、肥料、機械購入、一時移転に係る経費等) ・災害前 6 か月以内に購入した生産資材代金の支払いに必要な資金	貸付限度額	個人 500 万円 団体 1,000 万円	担保・保証人	県農業信用基金協会の債務保証を受けることで、原則として担保・第三者保証人は不要
区 分	内 容										
貸付対象者	地震により被害を受け、経営の維持又は安定のために当該資金を借り入れた農業者(市町長の被害認定必要)										
資金使途	・再生産に必要な資金(種苗、肥料、機械購入、一時移転に係る経費等) ・災害前 6 か月以内に購入した生産資材代金の支払いに必要な資金										
貸付限度額	個人 500 万円 団体 1,000 万円										
担保・保証人	県農業信用基金協会の債務保証を受けることで、原則として担保・第三者保証人は不要										
農業近代化資金の金利負担の軽減	<p>無利子化対象限度額 個人:1,800万円、法人、集落営農組織:3,600万円</p> <p>貸付利率 0.9%(最大) 1～3 年目:無利子、4 年目以降:0.9%(最大)</p> <p>(参考)農業近代化資金(復旧に必要な資金)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貸付対象者</td> <td>地震により被害を受け、被災農業施設等の復旧のために当該資金を借り入れた認定農業者及び集落営農組織(市町長の被害認定必要)</td> </tr> <tr> <td>資金使途</td> <td>農舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に必要な資金</td> </tr> <tr> <td>貸付限度額</td> <td>個人:1,800万円 法人、集落営農組織:2 億円</td> </tr> <tr> <td>償 還 期 間</td> <td>15 年以内(うち据置 7 年以内)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【お問い合わせ】県農林経済課農業共済金融係(078-362-3415)</p>	区 分	内 容	貸付対象者	地震により被害を受け、被災農業施設等の復旧のために当該資金を借り入れた認定農業者及び集落営農組織(市町長の被害認定必要)	資金使途	農舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に必要な資金	貸付限度額	個人:1,800万円 法人、集落営農組織:2 億円	償 還 期 間	15 年以内(うち据置 7 年以内)
区 分	内 容										
貸付対象者	地震により被害を受け、被災農業施設等の復旧のために当該資金を借り入れた認定農業者及び集落営農組織(市町長の被害認定必要)										
資金使途	農舎、果樹棚、農機具その他の農産物の生産、流通又は加工に必要な施設の復旧に必要な資金										
貸付限度額	個人:1,800万円 法人、集落営農組織:2 億円										
償 還 期 間	15 年以内(うち据置 7 年以内)										